

国自整第283号
令和6年3月29日
国自整第55号
令和8年6月1日
国自整第87号
改正 令和8年6月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3.（3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

（1）法人タクシー事業者は、自家用自動車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

①運行前点検（1日1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検）

・自動車点検基準別表第1

②中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

なお、年次点検を行った場合は、中間点検に代えることができる。

③年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）

・自動車点検基準別表第3の「12か月ごと項目」

④開始前点検（自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

・自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に実施すること

なお、自動車点検基準別表第6による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができる。

- (2)(1)②の規定にかかわらず、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる。
- (3)(1)に基づき中間点検、年次点検を受ける際には、その旨を書面等により当該点検に係る指定自動車整備事業者に依頼等を行うこと。
- (4)法人タクシー事業者は、自家用自動車について(1)の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録(点検整備記録簿の写し、電子データ等)を2年間保存すること。

2. 年次検査

- (1)法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査(以下「継続検査等」という。)に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)に適合することの確認(以下「年次検査」という。)を受けること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
- (2)(1)の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が続検査等により有効期間の更新をした場合又は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合には、年次検査を実施したものとみなす。
- (3)(1)に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- (4)年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (5)年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車が保安基準に不適合とされた場合にあつては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。
- (6)法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録(検査結果の写し、電子データ等)を2年間保存すること。

別添 1. (2) が該当する自動車の中間点検項目

点検箇所		
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの利き具合
	リザーバ・タンク	液量
走行装置	ホイール	(※1) タイヤの状態
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷
	エア・サスペンション	エア漏れ
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
		作用
		液量
	トランスミッション及びトランスファ	(※1) 油漏れ及び油量
	デファレンシャル	(※1) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	(※1)(※2) 点火プラグの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態
原動機	本体	低速及び加速の状態
		排気の色
	潤滑装置	油漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷
		(※3) ガス容器及びガス容器付属品の損傷
車枠及び車体		緩み及び損傷

- ① (※1) 印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。